○国土交通省告示第二百十号

積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）第十六条第三号の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を次のように定める。

平成二十二年三月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　中小企業債券
二　日本政策投資銀行債券
三　地方公共団体金融機構債券
四　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であって、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律の規定により、債券を発行し得るものの発行する債券
五　東日本高速道路株式会社社債券
六　中日本高速道路株式会社社債券
七　西日本高速道路株式会社社債券
八　首都高速道路株式会社社債券
九　阪神高速道路株式会社社債券
十　成田国際空港株式会社社債券
十一　本州四国連絡高速道路株式会社社債券
十二　電源開発株式会社社債券
十三　放送債券
十四　交通債券
十五　商工債券
十六　農林債券
十七　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第八条に規定する長期信用銀行債
十八　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）に規定する特定社債の債券（会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定により発行される債券を含む。）
十九　信金中央金庫債券
二十　前各号に掲げるもののほか、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（自己の社債券及び会社法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生計画認可の決定の確定がない会社又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

附　則

この告示は、積立式宅地建物販売業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第五号）の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第二百十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県多野郡上野村

大字勝山

字瀧ノ沢　一一四九番　一号から十二号まで
一一五一番　十三号から十五号まで

大字川和

字逆畑　五七八番一　十六号から二十二号まで
五七七番　二十三号から二十六号まで
五七六番　二十七号から三十号まで
乙五七五番　三十一号から三十五号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

片品川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を平成十年建設省告示第千七百十九号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県利根郡片品村大字越本

字駿河　一九三番二　一号及び二号
一九三番一　三号から十号まで
一九三番　十一号から十四号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成十年建設省告示第千七百十九号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県利根郡片品村大字越本

字駿河　一四九番　一号から三号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成十年建設省告示第千七百十九号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県利根郡片品村大字越本

字駿河　一四九番　一号から六号まで

○国土交通省告示第二百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西村山郡西川町大字沼山

字上ノ野

一七一五番　一号及び二号
三〇九番　三号から五号まで、七十五号及び七十六号
八七八番一　一号及び二号
一二一四番　三号から五号まで、七十五号及び七十六号
一二一五番　六号及び七十四号
一一五〇番一　七十一号及び七十二号
字久保入間
三〇八番一　七十七号から七十九号まで
八六四番一
八七三番一
一二三四番
三一八番一
一二三五番一
一〇八八番
一〇七五番
八六八番三
八六八番四
一〇七七番七
一〇七七番一
一〇七六番地先水路敷
八七一番七
八七一番五
八七一番三
八七一番一
一二三六番
字水木
八五九番四二
八五九番一五
八五九番二三号
八五七番一
八五七番三
八五七番二
八七八番一
一二一四番
一二一五番
一一五〇番一
字久保入間
三〇八番一
八六四番一
八七三番一
一二三四番
三一八番一
一二三五番一
一〇八八番
一〇七五番
八六八番三
八六八番四
一〇七七番七
一〇七七番一
一〇七六番地先水路敷
八七一番七
八七一番五
八七一番三
八七一番一
一二三六番
字水木
八五九番四二
八五九番一五
八五九番二三号
八五七番一
八五七番三
八五七番二